

---

## 重点的に 取り組む施策

---

## 第2章

- I がん・生活習慣病対策等の推進 …………… p14
- II 心の健康づくりの推進 …………… p17
- III 生涯を通じた女性の健康の推進 …………… p19
- IV 災害時の医療、保健衛生体制の構築 …… p22
- V 予防接種の推進 …………… p24
- VI 地域医療体制の充実 …………… p27

# I. がん・生活習慣病対策の推進

## (分野別施策：P.34～)

がんは、豊島区の全死亡者の約26.3%を占めており（令和3年統計）、依然として区民の死亡原因の第1位となっています。この現状を踏まえ豊島区では、豊島区がん対策推進条例、豊島区がん対策推進計画〈第3次〉に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

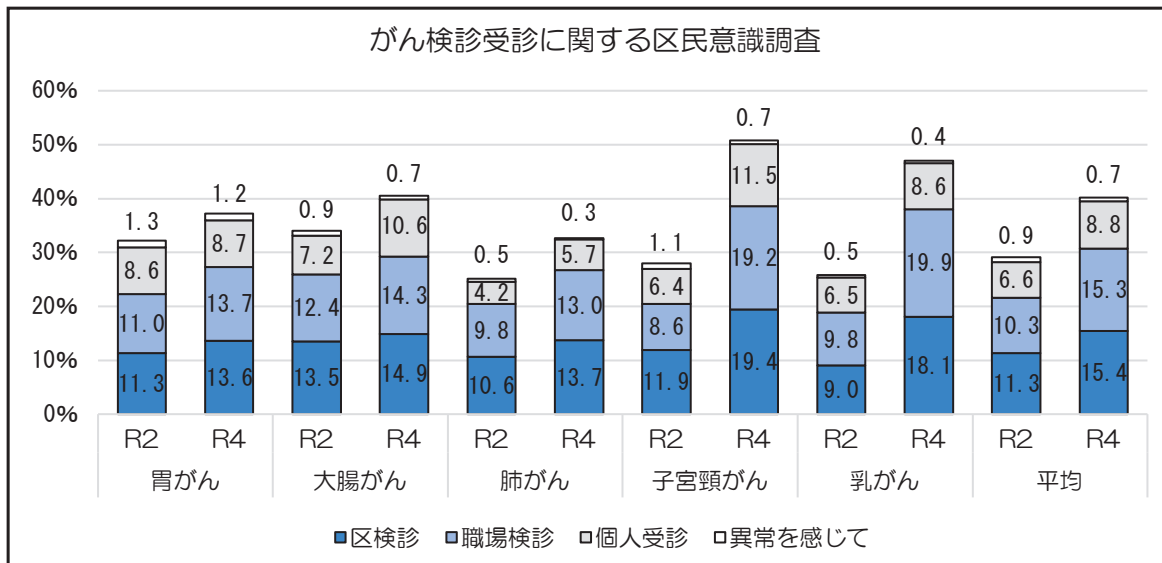
また、生活習慣病対策においては、国の成長戦略に基づいて、国民健康保険の保険者としてレセプトや健診のデータを集計・分析したデータヘルス計画を作成し、健康寿命の延伸を目指した事業を展開しています。

### (1) これまでの取り組み

がん検診を定期的を受診することが、がんの早期発見・早期治療につながる有効な手段であることから、がん検診受診率の向上を推進するとともに、がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図ってきました。また、生活習慣病対策として糖尿病重症化予防事業に取り組むとともに、糖尿病に関する普及啓発を行ってきました。

### (2) 事業実施による効果

健康に関する意識調査によると、令和4年の調査結果は前回の令和2年よりも、豊島区検診、職場検診をあわせて検診を受けたと回答した割合が高い傾向にあります。がん検診に対する関心が高くなりつつあるということがわかります。



「豊島区健康に関する意識調査」より

### (3) 今後の取組予定事業

がん検診の個別勧奨、イベントや講演会による普及啓発等の実施によりがん検診受診率は徐々に増加を続けていますが、目標受診率の到達には至っておりません。がん検診受診率の向上、生活習慣病対策の推進を図るためには、今後、更なる勧奨策の工夫と普及啓発活動の強化が求められます。他自治体では、全部または一部自己負担としている例が多い中、豊島区では平成24年度から全てのがん検診を無料で実施しています。こうしたメリットを区民に積極的に伝えていきます。

#### ① がん検診の推進

今後も受診率向上を図るとともに、受診しやすい検診体制を整えます。また、検診結果が「要精密検査」の方の追跡調査を強化し、がん検診の精度管理の向上を目指します。

##### 主な取り組み事業

- がん検診受診率向上、がん検診受診体制整備
- がん検診精度管理
- 胃内視鏡検査実施

#### ② がんの予防・普及啓発

がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、教育委員会と連携し子どもたちからのがんに関する教育を推進します。

##### 主な取り組み事業

- 児童・生徒へのがんに関する教育
- 豊島区独自検診である、胃がんリスク評価・HPV検査併用による子宮頸がん検診によるがん発症予防
- 喫煙による健康被害の予防対策

#### ③ がん患者と家族の支援

がん患者とその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、がんになっても可能な限り地域で暮らし続けていけるよう、地域医療連携体制の仕組みづくりを進めます。

##### 主な取り組み事業

- 在宅医療連携推進事業
- がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業
- がん関連情報の発信

#### ④ 生活習慣病の予防

糖尿病・COPD等を予防するため、生活習慣に関する正しい知識を普及します。

## 主な取り組み事業

- 糖尿病の発症予防及び重症化予防
- COPD<sup>(※)</sup>の普及啓発

(※) COPD：慢性閉塞性肺疾患、従来、肺気腫や慢性気管支炎と呼ばれていた疾患の総称。

## コラム がん検診要精密検査者におけるがん発見率について

がん検診を受診すると、「がんの疑いがある（要精検）」か「がんの疑いがない（精検不要）」という結果が出て、「要精検」となった場合は、おどろかれることもあるかと思います。「要精検」がすぐにごんに結びつくわけではありませんが、がんの疑いを取り除いていくために、がん以外の病変がないか、あれば治療を開始するという点でも是非精密検査を受けましょう。

### ◆令和2年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位：%)

	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
要精密検査者の割合					
がん検診受診者に対する割合	6.09	1.53	6.05	2.47	6.31
精密検査受診率	84.4	82.7	70.2	76.6	89.8
がんであった者の割合					
がん検診受診者に対する割合	0.11	0.03	0.16	0.03	0.31
要精密検査者に対する割合	1.88	1.74	2.60	1.05	4.88
精密検査未受診率	6.0	6.0	12.9	5.8	2.9
精密検査未把握率	9.7	11.3	16.8	17.6	7.3

【出典：令和3年度地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）】

令和2年度に市区町村が実施したがん検診受診者のうち、「要精検」となった割合は、1～6%です。「要精検」と結果が出ると、いずれの検診でも70%以上の方が精密検査を受診しています。

精密検査受診者のうち、実際にがんであった人は、胃がん1.88%、肺がん1.74%、大腸がん2.60%、子宮頸がん1.05%、乳がん4.88%と、がん検診受診者全体での割合よりは高いものの5%以下となっています。ほとんどの場合は、他の病変などが見つかって治療につながるケースが多く、例えば、胃がん検診であれば胃潰瘍など、大腸がん検診であれば良性ポリープなどです。

ただ、精密検査未受診率は未だ3～13%程度の割合で出ていることから、要精密検査となった人が、結果を的確に理解し、確実に受診できる体制を整備し、精密検査受診率を高め、がんの早期発見につながるよう啓発していきます。

## Ⅱ. こころの健康づくりの推進

### (分野別施策：P.62～)

現代社会においてストレスは避けて通れないものです。うまく対処しないと知らず知らずのうちに蓄積され、放っておけば心身に不調が現れ、健康的な毎日を過ごせなくなります。うつ病をはじめとするこころの病気は、このようなストレスの蓄積が大きな原因となります。日本の精神疾患患者数は、平成29年の調査では約419万人を超えています。人口の約3%以上を占めており、こころの病気は決して特別な人がかかるものではなく、誰もがかかる可能性があります。

健やかなこころの健康を保つための生活、こころの病気について周知するとともに、ストレスマネジメントの向上を図ります。また病気との付き合い方の啓発や相談を行ないます。

### (1) これまでの取り組み

こころの健康づくりの推進として、メンタルヘルスや精神疾患に関する講演会の実施、リーフレットの配布、こころまつりの開催等により、こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの方が理解できるよう普及啓発に取り組みました。

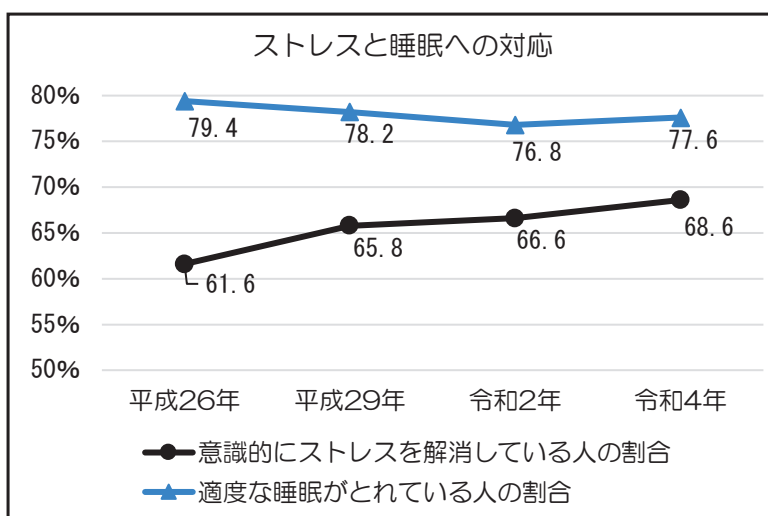
こころの病気への対策としては、医師や保健師等による専門相談の実施、自殺・うつ病の予防対策、こころの不調への早期発見や適切な専門機関に結びつける等、地域と連携し取り組んできました。



### (2) 事業実施による効果

ストレスへの対応や、十分な睡眠の確保は、精神的な健康や身体的な健康に影響を及ぼし、生活の質にも大きく関わります。

区民意識調査において、適度な睡眠が取れている人の割合は微減しましたが、意識的にストレスを解消している人の割合は、増加しています。



「豊島区健康に関する意識調査」より

### (3) 今後の取組予定事業

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法では、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象に追加され、精神保健に関する相談支援体制の拡充や精神障害者の権利擁護の推進が予定されています。また、こころの健康についてより多くの方が理解し、自己と他者のために取り組めるように、普及啓発や、病気の早期発見、早期対応等こころの病気への対策を充実させます。

#### ① こころの健康づくりの推進

こころの健康を保つために、休養・睡眠・ストレス解消の重要性についての周知と、ストレスマネジメントの向上を図ります。また、病気を持っていても、その人らしい生活ができるよう病気の理解について啓発を行ないます。

##### 主な取り組み事業

- ・講座・講演会の実施（メンタルヘルスや精神疾患、薬物乱用・薬物問題等）
- ・25・30・35歳の方へメンタルヘルスの情報や相談窓口案内の個別通知（生活習慣病予防健診・女性の骨太健診通知時に同封）と「こころのセルフケア」等の集団指導
- ・精神障害者自主グループの支援

#### ② こころの不調への早期対応

病気の早期発見・早期治療や周りの方の接し方について相談や講演会を行ない、病気になっても地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援していきます。

##### 主な取り組み事業

- ・専門相談（こころの相談、家族問題相談等）
- ・電話相談・面接相談・家庭訪問等による保健師の随時相談
- ・精神保健アウトリーチ支援 ・心のサポーターの養成
- ・精神保健福祉ボランティア講座の実施や精神障害者家族会の支援
- ・自立支援医療と通院医療費助成制度、精神障害者保健福祉手帳の交付
- ・グリーフサポートの周知



#### ③ 自殺予防及びうつ病予防対策

本健康プランに「豊島区自殺対策計画」を包含し、一体化して効率的に取り組めます。また、豊島区では、セーフコミュニティ活動の9項目の重点課題のひとつとして自殺・うつ病の予防が位置づけられており、「自殺・うつ病の予防対策委員会」において、地域の連携を強化します。

##### 主な取り組み事業

- ・相談窓口の周知及び大学や企業との連携協働
- ・ゲートキーパーの養成講座
- ・うつ病の受診支援、自殺未遂者支援
- ・若者のこころの健康づくり（「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトの実施）



## Ⅲ. 生涯を通じた女性の健康の推進

### (分野別施策：P.78～)

女性は、性の特性にともない年代やライフステージによって特有の健康課題を持っています。豊島区では、女性の健康情報をあらゆるメディアで発信していることをはじめとして、若い世代から健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むとともにライフプランの形成を支援する事業を展開しています。

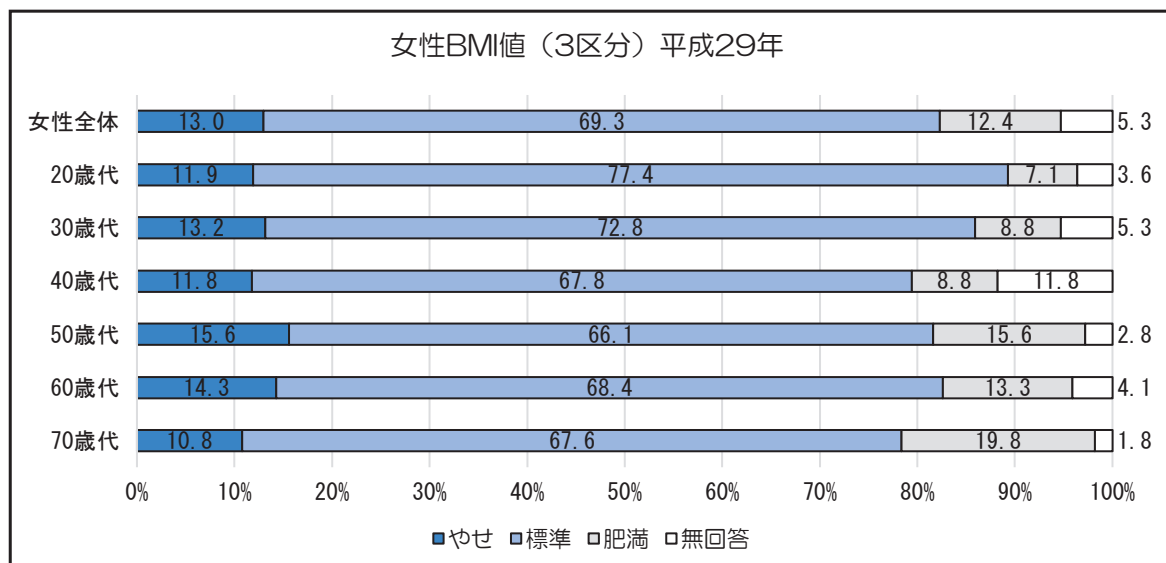
#### (1) これまでの取り組み

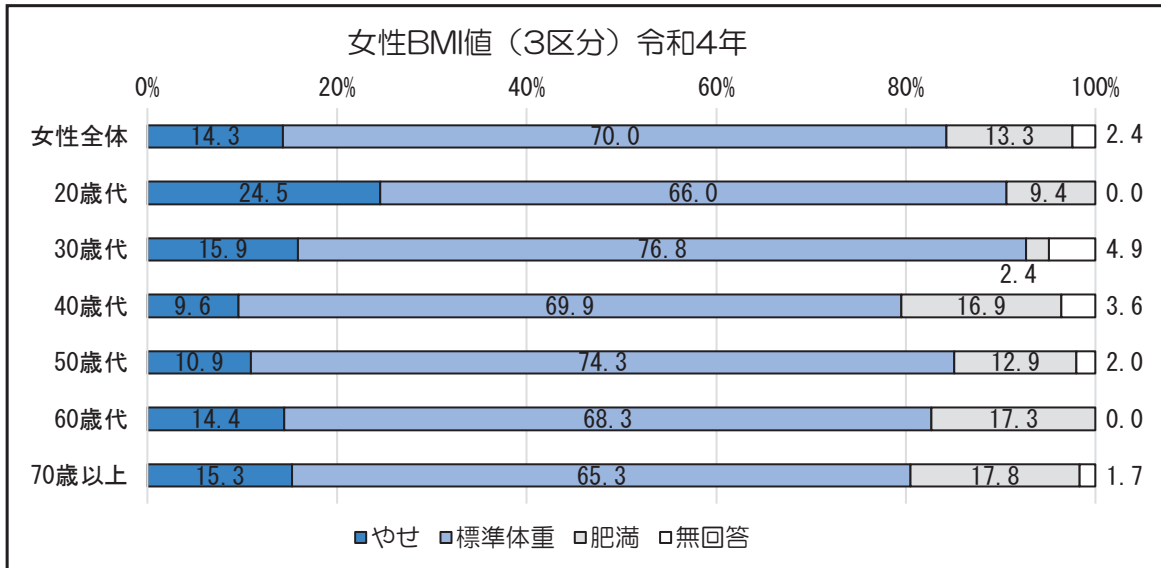
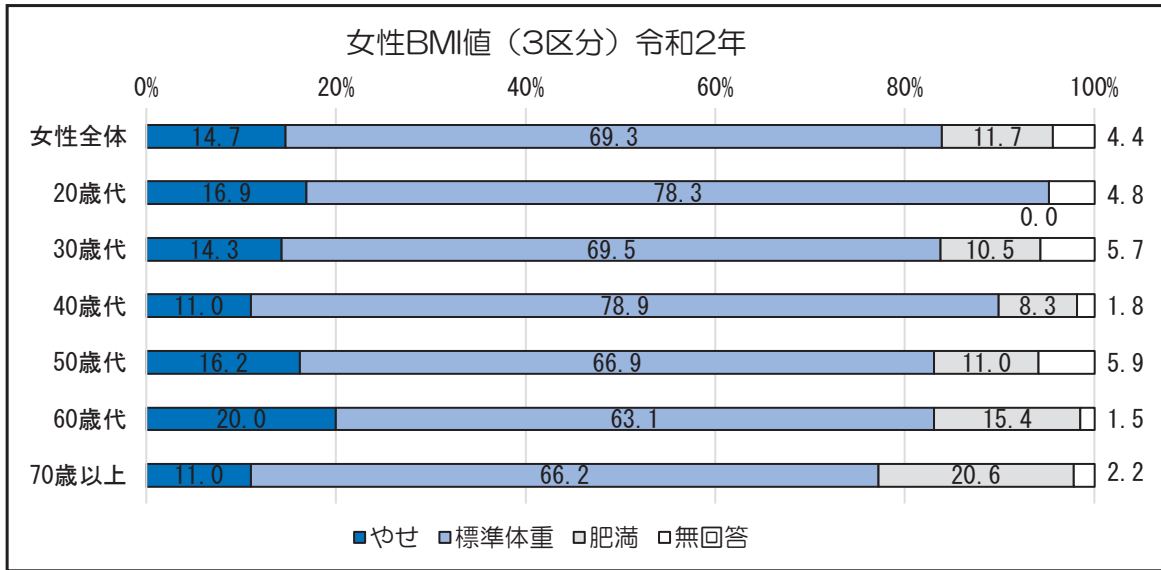
20歳から39歳の女性を対象とした骨太健診や、40歳から70歳の骨粗しょう症検診、がん検診や各年代に向けた健康講座を実施してきたことに加え、女性の健康で自分らしい生き方をサポートするため、平成26年度より女性の健康に関する総合相談「女性のための健康相談」を実施しています。骨太健診や女性のための健康相談、講座等は子育て世代も利用しやすいよう保育付きで実施しています。

#### (2) 事業実施による効果

豊島区健康に関する意識調査によると、平成29年から令和4年にかけて、20歳代のやせ（BMI<sup>(※)</sup>18.5未満）の割合が2倍に増え、30歳代と70歳以上も増加しています。また、40歳代の肥満（BMI25.0以上）が2倍に増え、60歳代の肥満も増加しています。

(※) BMI（体格指数）：体重と身長の関係から算出されるヒトの肥満・やせを表す指数。  
体重(kg)÷身長<sup>2</sup>(m)で求める。





「豊島区健康に関する意識調査」より

### (3) 今後の取組予定事業

女性が健康で自分らしく過ごせるよう、「適正体重の維持」と「骨粗しょう症予防」を中心に健診、相談事業、健康講座を実施します。

#### ① 20・30歳代の女性のやせを減らし、適正体重を目指します。

やせたい願望から間違った認識や方法によるダイエットが、健康な身体づくりに影響を及ぼすことに気づき、適正体重を目指すことが生涯の健康づくりにつながることを理解してもらえよう支援します。

#### 主な取り組み事業

- ・骨太健診とミニ講座の実施



- 女性のための健康相談の実施
- 講習会の開催

② 妊娠、出産、産後の健康不安を軽減し、子育てをしながら今の地域に住み続けていきたい人を増やします。

妊娠期から産後まで切れ目のない健康支援をめざします。

主な取り組み事業

- 女性のための健康相談の実施
- 妊産婦の健康支援



③ ライフステージに応じた対策で、骨粗しょう症を減らします。

骨粗しょう症は、転倒して骨折しやすくなり、女性の寝たきりの大きな要因になります。その予防のために、20歳代から早期に対策するとともに、各ライフステージに合わせた指導を実施します。

主な取り組み事業

- 骨太健診とミニ講座の実施
- 骨粗しょう症検診の実施
- 乳幼児健診時における母親の骨密度測定の実施
- 骨粗しょう症予防教室の開催



## Ⅳ. 災害時の医療、保健衛生体制の構築

### (分野別施策：P.112～)

東京都の被害想定によると首都直下地震では、豊島区内で約1,400名が負傷するとの報告がされています。大規模災害発生時において、医療機能を適切に確保し、医療救護活動が円滑に行なわれるよう、そして何よりも区民の生命を守るために、平常時から関係団体等と協議・連携し、実現可能で具体的な保健衛生体制の構築を目指します。

### (1) これまでの取り組み

東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、平成24年度に東京都地域防災計画が改定されました。これに伴い、豊島区においても、平成25年度に「災害医療検討会議」を立ち上げ、関係機関と協議を重ね、新たな災害医療体制の構築を進めています。



新たな災害医療体制では発災直後から、72時間までの超急性期、その後の急性期、亜急性期、慢性期、約3か月以降の中長期までの6つのフェーズごとの医療ニーズを想定し、医療救護体制の整備、医療資器材の備蓄、スタッフの確保、訓練の実施を進めています。

### (2) 事業実施による効果

豊島区地域防災計画に基づき、災害医療検討会議で関係機関との協議を重ね、豊島区の災害時における医療体制の再構築を進めています。

#### ① 緊急医療救護所と医療救護所の開設

##### 【緊急医療救護所の開設】

発災直後に様々な負傷者が病院に集中することで機能維持が困難な状況を回避し、迅速かつ適切な治療が必要な「重症者・中等症者」の治療を病院が優先できるよう、豊島区内の病院等の近隣に、「緊急医療救護所」を開設します。「緊急医療救護所」で、負傷の程度で負傷者を振り分け（トリアージ<sup>※</sup>）、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院等に搬送し、軽症者を緊急医療救護所で救護します。

(※) トリアージ：多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて、治療の優先度を定めること。トリアージを実施することで、重症者から優先的に治療することができ、ひとりでも多くの人命を救うことができる。

##### 【医療救護所の開設】

緊急性の低い軽症者や内科的疾患患者の救護、慢性疾患患者治療、被災者の健康管理等を行なうために、地域本部設置の豊島区内12ヶ所の救援センターに、医療救護所を開設します。

## ② 医療救護活動従事者の確保

緊急医療救護所および医療救護所には、豊島区の医師会、歯科医師会の医師をはじめ、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会、区に登録している看護師等が自主参集し、医療救護活動を行ないます。

また、発災害時に迅速かつ適切な医療救護活動を行なうために、訓練を繰り返します。



## (3) 今後の取組予定事業

- 負傷者の搬送体制の構築
- 在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画作成
- 近隣区との連携
- 人工透析、周産期など専門的な医療への対応
- 緊急医療救護所の整備
- 医療救護活動従事者等の受援体制の整備 等

### ① 負傷者の搬送体制の構築

緊急医療救護所、医療救護所でトリアージした負傷者を災害拠点連携病院等に搬送する手段を確保します。

#### 主な取り組み事業

- 社会福祉協議会、社会福祉事業団等と、災害時における負傷者搬送に要する車両提供に関する協定書を締結
- 関係機関等との患者搬送体制シミュレーション訓練の継続実施

### ② 災害時の状況に応じた活動体制の構築

- フェーズ1以降、地域本部設置の豊島区内12ヶ所の救援センターに開設を予定している医療救護所の運営方法や巡回相談の活動内容の検討を進め、二次健康被害を最小化する体制を構築します。

#### 主な取り組み事業

- 医療救護所立ち上げ訓練、研修実施による人材育成、実践力向上
- 災害時保健衛生活動等に関するマニュアル等の整備

## V. 予防接種の推進

### (分野別施策：P.122～)

予防接種は感染症の流行、重症化を防止するために欠かせない対策であり、わが国においても予防接種法に基づく定期予防接種を実施しています。予防接種により国民全体の免疫水準を維持し、多くの人を感染症から守るためには、接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要です。定期予防接種の対象となる疾病・ワクチンは、平成25年以降、徐々に拡大しており、豊島区においても国の制度改正の動向を踏まえて適正に対応するとともに、定期予防接種の接種率向上及び任意接種の費用助成の推進により、感染症予防対策の強化を図ります。

### (1) これまでの取り組み

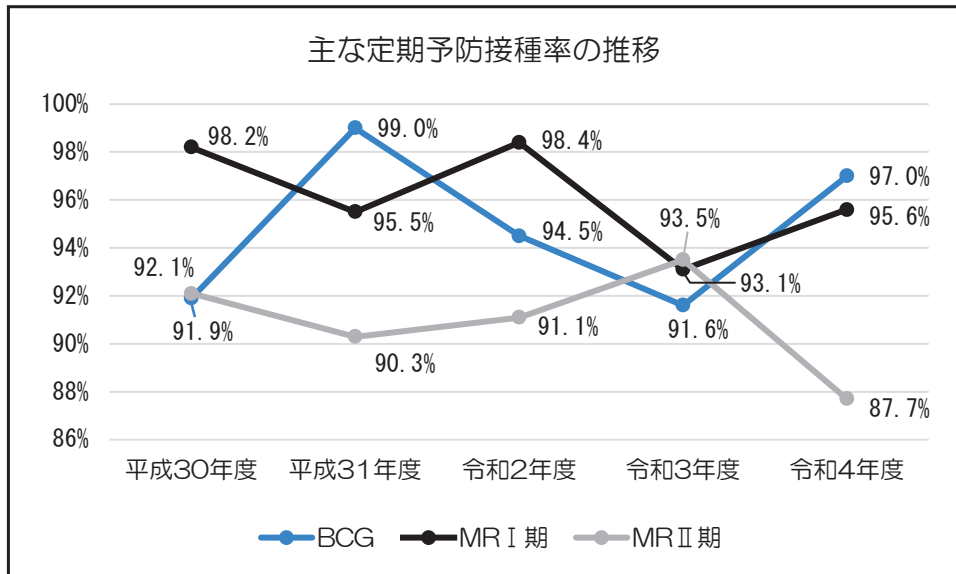
令和5年6月1日現在

種類（ワクチン）		対象年齢	
定期 予 防 接 種 事 業	B型肝炎	1歳に至るまで	
	Hib（インフルエンザ菌b型）	生後2か月以上5歳に至るまで	
	肺炎球菌（小児）	生後2か月以上5歳に至るまで	
	四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	生後2か月以上7歳半に至るまで	
	BCG（結核）	1歳に至るまで	
	麻しん・風しん（MR）	第1期	1歳以上2歳に至るまで
		第2期	5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間（就学前年度4月1日～3月31日）
		第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性（令和6年度末までの時限措置）
	水痘	1歳以上3歳に至るまで	
	日本脳炎	第1期	生後6か月以上7歳半に至るまで
		第2期	9歳以上13歳未満
	DT（ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満	
	ロタウイルス	1価の場合	生後24週0日まで
		5価の場合	生後32週0日まで
子宮頸がん予防（HPV）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 *平成9年度から平成19年度生まれの女子は、令和6年度末までキャッチアップの対象		
肺炎球菌（高齢者）	65歳（特定疾病者は60歳以上） 【経過措置】平成26年度～令和5年度（年度中に70・75・80・85・90・95・100歳の年齢になる方）		
インフルエンザ（高齢者）	65歳以上（特定疾病者は60歳以上）		
任意 予 防 接 種 助 成 事 業	種類（ワクチン）	対象年齢等	
	おたふくかぜ	1歳以上3歳に至るまで	
	麻しん・風しん（経過措置）	2歳以上18歳まで（定期接種対象者を除く）	
	麻しん・風しん（先天性風しん症候群予防対策）	妊娠を希望する女性、そのパートナーまたは同居者、妊婦のパートナーまたは同居者で抗体価が低い方	
	帯状疱疹	50歳以上	

## (2) 事業実施による効果

定期予防接種、任意予防接種を推進することにより、疾病の発生やまん延を防ぎ、感染症予防の強化を図ります。

### ① 主な定期予防接種率の推移



「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

### ② 任意予防接種助成件数の推移

□接種件数

種別	年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度	備考
おたふくかぜ		2,102	2,058	1,978	1,710	1,893	
麻疹・風しん経過措置		118	83	66	53	41	
先天性風しん症候群対策		1,533	920	645	555	564	
带状疱疹							R5年6月開始

「豊島区の保健衛生（令和5年版）」より

## (3) 今後の取組予定事業

### ① 定期予防接種の接種率向上

関係機関と協力して、接種歴の確認や勧奨を行ない、接種率を向上させます。

#### 主な取り組み事業

- 定期予防接種の個別勧奨の実施
- 乳幼児健診、就学時健診等での予防接種確認・接種勧奨

## ② 任意予防接種の推進

任意予防接種の費用を助成することで接種を促進し、疾病の発生やまん延を防ぎます。乳幼児健診等の際に予防接種歴の確認と勧奨を行ない、任意接種を推進します。

### 主な取り組み事業

- おたふくかぜワクチンの接種費用助成
- 麻しん・風しん予防接種の経過措置
- 先天性風しん症候群対策
- 帯状疱疹ワクチンの接種費用助成

## Ⅵ. 地域医療体制の充実

### (分野別施策：P.148)

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年以降、医療・介護需要の増大が見込まれることから、全自治体が地域特性に応じた地域包括ケアシステム<sup>(※)</sup>の構築に取り組んでいます。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、豊島区内の医療・介護の関係機関が連携することが重要です。豊島区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、リハビリテーションスタッフ、高齢者総合相談センター、介護事業所等と協力し、多職種間の顔の見える連携を推進して、区民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、在宅医療体制を整備していきます。

(※) 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

### (1) これまでの取り組み

厚生労働省は、地域包括ケアシステムの要の一つである在宅医療介護連携の進め方について、平成30年4月までに全自治体に取り組むべき8項目の事業内容を示しました。豊島区では、8項目の事業に取り組みつつ、特にICTを活用した医療・介護関係者の情報共有面で充実した取り組みを実施してきました。

病院診療においては、三師会への委託により、休診日（土日・祝日・年末年始）における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施しています。平日夜間では、医師会、都立大塚病院、文京区と連携してこども救急外来を実施しています。

### (2) 事業実施による効果

在宅医療・介護関係者など多職種の協議の場である在宅医療連携推進会議を中心に、様々な多職種連携推進事業を検討、実施して成果を上げています。

○在宅医療相談窓口・歯科相談窓口の設置

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	相談件数	コーディネーター件数	相談件数	コーディネーター件数	相談件数	コーディネーター件数	相談件数	コーディネーター件数	相談件数	コーディネーター件数
在宅医療相談窓口	4,991	1,908	5,526	1,772	6,680	1,918	5,990	1,650	6,135	1,719
歯科相談窓口	1,207	191	1,132	158	1,307	182	1,536	204	1,204	187

「在宅医療相談窓口、歯科相談窓口実績報告」より

○在宅医療コーディネーター研修、口腔嚥下分野研修、訪問看護体験研修、訪問リハビリ体験研修他多職種連携、病診連携推進のための研修等の実施

○ICT（情報通信技術：Information and Communication Technologyの略）活用

○在宅医療地域資源情報調査、マップ等作成

○在宅療養後方支援病床確保事業の実施

休日・平日準夜診療

休日・夜間に関わらず、区民が身近な医療機関で受診することができるセーフティネットの役割を果たしています。

### (3) 今後の取組予定事業

豊島区医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会（四師会）との連携を中心とした地域医療・介護ネットワークを推進し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制及び安定した医療体制の構築を進めます。

#### ① 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療連携推進会議、専門部会及び交流会を開催し、顔の見える関係づくりを行ないます。また、8つの地域包括圏域を単位とする地域密着型の在宅医療・介護関係者の連携を推進します。

主な取り組み事業

- ・在宅医療連携推進会議、専門部会、交流会の開催
- ・多職種ネットワーク構築事業の推進（多職種連携の会開催）

#### ② 安心して在宅医療が受けられる環境の整備

区民が安心して在宅医療を受けられるよう、人材育成や相談機能の充実を図ります。また、急変時対応のため、豊島区内の病院等の協力のもと後方支援病床を確保します。さらに、医師会や看護師会と連携して、24時間診療体制の構築を検討します。

主な取り組み事業

- ・各種研修・講座の実施
- ・相談窓口体制の充実
- ・在宅療養後方支援病床確保事業
- ・24時間対応の在宅医療提供体制の構築

#### ③ ICTの活用促進

ICTを活用することにより、在宅医療を支える医師をはじめとした多職種のスタッフが、リアルタイムで患者の状況や医療データ等を情報共有できる体制を構築し、日常の療養支援の充実につなげていきます。

主な取り組み事業

- ・ICT部会での検討
- ・多職種ネットワーク構築事業<sup>(※)</sup>の推進



・病診連携の推進

(※) 多職種ネットワーク構築事業：医療・介護関係者が情報共有しつつ連携して在宅療養患者を支える体制を整備するため、地区医師会が、他団体や区市町村と連携してICTを活用したネットワークを構築する取り組み。

④ かかりつけ医、歯科医、薬剤師（薬局）制度の推進

区民が普段から健康管理に努め、いざというときに相談できる体制として、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を活用できるように、普及啓発を行ないます。

主な取り組み事業

- ・医療機関を適切に選択できるための情報提供強化

⑤ 他自治体等との広域的連携の推進

東京都が主催する地域医療構想調整会議及び在宅療養ワーキングにおいて、現状と課題を他団体と共有し、対応策について意見交換を行ないます。

豊島区が属する二次保健医療圏（区西北部）内の北区・板橋区・練馬区と情報交換を行ない、必要な協力・連携体制を構築します。

⑥ 安定した医療体制の構築

区民の誰もが身近な医療機関で安心して医療が受けられ、休日・夜間においても医療サービスが受けられる体制を構築します。

主な取り組み事業


- ・休日診療・夜間小児初期救急診療事業

### 豊島文京 平日 夜間 休日 小児救急

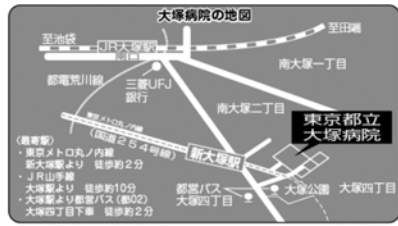
■月曜日～金曜日  
午後8時～午後11時  
〔国民の祝日、12/29～1/4を除く〕  
■15歳(中学生)までの方  
■都立大塚病院  
(南大塚2-8-1)  
1階 救急外来診察室  
☎03-3941-3211



原則、電話をしてから  
来院してください



**大塚病院の地図**




- 受診の際は、健康保険証・子ども医療証などをお持ちください。
- 豊島区と文京区にある医師会の医師が病院に派遣されて診療にあたります。
- 救急診療所ですので、定期的な通院治療はできません。

【問い合わせ先】 豊島区保健福祉部 地域保健課 ☎03-3987-4203

— 休日診療のご案内 —

受診の際は、必ず当日事前に電話をしてから来院してください。



	池袋休日診療所	長崎休日診療所
内科・小児科	(所在地) 東池袋4-42-16 池袋保健所1階 ☎050-3146-4578 ☎03-3982-0198	(所在地) 長崎2-27-18 3階 ☎050-3146-4577 ☎03-3959-3385
	(受付) ※電話予約が必要です 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後9時30分	(受付) ※電話予約が必要です 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後4時30分
	土曜日 午後5時～午後9時30分	
いずれの休日診療所も、正午～午後1時は受付時間から除きます。 (注)午前中の混雑状況により、午後の診療開始時間が遅れることがあります。 また、感染症に罹患している際は夜間の診療受付の時間を短縮させて頂く場合があります。		
歯科	池袋歯科休日応急診療所（あぜりあ歯科診療所内）	
	(所在地) 東池袋4-42-16 池袋保健所1階 ☎03-5985-5577	
調剤	(受付) ※電話予約が必要です。 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後4時30分	
	池袋あうる薬局	
	(所在地) 東池袋4-42-16 池袋保健所1階 ☎03-3984-7540	
	(受付) 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後9時30分 土曜日 午後5時～午後9時30分 (開局：午前9時)	

## コラム 難病患者さんへの支援

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期に療養が必要な疾病を難病といいます。これらのうち、国及び東京都が指定する特定の疾病に対して、都が医療費の助成を行っており、区は申請窓口となっています。

また、令和3年度から外部有識者や地域医療関係機関、患者・家族、区職員から構成される豊島区難病対策地域協議会を設置しています。難病患者さんやご家族に対する支援体制の課題を共有しながら、地域における関係機関の連携の緊密化を図るとともに、療養相談や療養支援などの充実に向けて検討をすすめています。

## コラム 豊島区の多文化共生

豊島区では、外国人が地域の中で暮らす上で必要となる生活情報や支援情報を「やさしい日本語」や多言語で分かりやすく提供するとともに、AI自動翻訳機器の導入を拡大するなど、多言語による対応を強化しています。

歯みがき習慣や食生活等の生活習慣が異なる外国人に対して、「やさしい日本語」を用いたパンフレットを活用してわかりやすい内容で健康習慣について啓発しています。

